

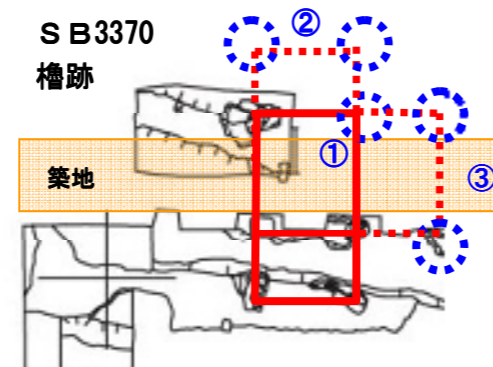
平成27年度胆沢城跡第105次発掘調査概要

1 調査目的

(1) 外郭南門西側櫓跡(S B3370掘立柱建物跡)

課題 平成22年度第92次調査で検出した桁行1間、梁行2間(北側は築地を跨ぎ、南側は築地より南に張出す)、築地に直交する南北棟建物跡は、今回確認した外郭南門東側櫓跡とも他の胆沢城跡の発掘調査で検出された櫓跡と構造が異なる。

- 目的**
- ア 櫓跡北東隅の柱穴跡①確認
 - イ 築地北側に張り出すか構造確認②
 - ウ 東西2間の構造とならないか柱穴跡の確認③



(2) 外郭南門

課題

ア 「主要遺構の調査では遺構の変遷はあっても基本的に当初の規模や構造を大きく変えない傾向が見られることを手掛かりとして、初期外郭南門と同じ規模、構造としても大過無いものとする。」として、遺構が検出されている胆沢城跡創建時の桁行5間、梁行3間の掘立柱建物跡と同規模の礎石建ちの門が存在したと想定された。

イ 平成23年度に実施した第94次調査において、外郭南門北側の胆沢城内の道路(正面道路)及び東西官衙群の区画施設の遺構変遷を検討した結果、胆沢城の中軸線から胆沢城内の道路(正面道路)の軸線がずれることが明らかとなり、礎石建ちの門の規模・構造が創建時の掘立柱建物と同様の桁行5間、梁行3間か否かが問題となった。

目的

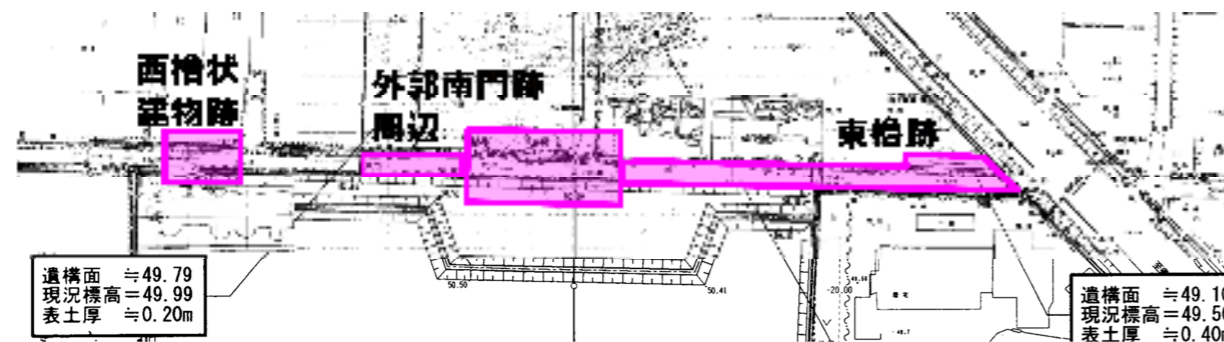
礎石建ちの門の規模等を推測できる痕跡が発見できないか遺構を精査する。

(3) 外郭南門東側櫓跡

課題 平成22年度第92次調査で検出された桁行1間、梁行2間の築地に直交する南北棟建物跡は、外郭南門を中心に反転させた東側の場所に同規模・同構造の建物跡が存在すると想定されていた。

東側櫓跡の位置は、胆沢城跡第100次調査で市有地部分を確認したが柱跡を確認できなかったため、市道四月十月線下の調査は、市道四月十月線の廃止後に発掘調査を実施する計画としていた。

目的 東側櫓跡の位置・形状確認。



2 調査状況・成果

(1) 期間 平成27年7月13日から平成27年12月上旬まで

(2) 遺構概要

ア 外郭南門西側櫓跡

S B3370 外郭南門西側櫓状建物跡北東隅柱穴(左下の①の位置)を旧河道下より検出。北側には(左下の②・③の位置)に柱穴は存在しないことを確認した。結果として、外郭南門東側櫓跡 S B02 掘立柱建物跡のような東西2間の構造にはならないことを確認した。

イ S B120 外郭南門跡

- ・ 門跡内部より昭和51年度第23次調査で検出されていなかった柱穴2基を確認。内部構造に関わる柱穴と考えられる。
- ・ 従来門の構造は、創建期は掘立柱建物跡(A建物跡)、その後礎石建ち・瓦葺きの建物(B建物跡)に建て替えられると想定されてきた。しかし、本次調査の結果、外郭南門跡にはA・B2時期の掘立柱建物跡があるほか、B建物跡の柱を抜き取った穴の側面には火山灰とみられる堆積を確認している。また、B建物跡の掘り方埋土には地盤が軟弱であるためか、あるいは荷重がかかる建物跡であったためか多量の川原石が充填されていることが判明した。



S1 柱穴跡(地山が多量に含まれる方形基調のA建物跡→手前に柱抜き取り→円形の石の多いB建物跡)



N5 柱穴跡(断面から平面で火山灰状の堆積がみられる。B建物跡→柱抜き取り穴側面に火山灰堆積→柱痕跡部分に黒色土堆積)

ウ 外郭南門東側櫓跡

- ① S B01 掘立柱建物跡 1間×1間
→ S B02 掘立柱建物跡(A→B→柱抜き穴)
東西2間×南北1間?
※A・Bどちらの掘り方からも火山灰?の堆積を確認している。
- ② S A170 柱列跡(築地添柱列)の延長を確認。

